

避難行動要支援者支援制度

災害時に人的被害の防止や軽減を図るため、自主防災会を始め、近隣の地域支援者、民生委員の協力により、避難誘導が速やかに実施できるよう、あらかじめ氏名、住所などの必要な事項を市に登録しておく制度です。

登録した後は、申請内容が登録台帳に登載され、自主防災会や民生委員に情報提供されます。登録された方には、緊急連絡先やかかりつけの病院などの情報を入れておく緊急情報キットを差し上げます。

制度対象者

- ◆身体障害者・・・肢体不自由1級～3級
視覚障害1級、2級
聴覚障害2級
- ◆知的障害者・・・A判定
- ◆精神障害者・・・1級
- ◆ひとり暮らし高齢者
- ◆要介護3～5の在宅高齢者
- ◆上記に準ずる希望者

それぞれの役割

【市】

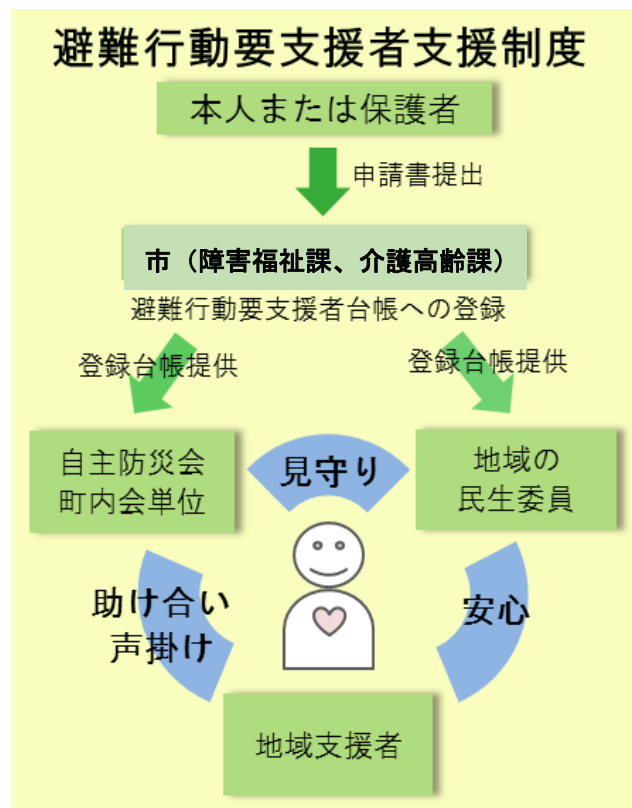
申請の受付、登録台帳への登載、緊急情報キット配付、自主防災会、民生委員への登録台帳の配付

【自主防災会・民生委員】

登録者台帳の保管
平常時の声掛け、相談、避難訓練への参加支援など
災害時における避難誘導、救出救助、安否確認など

【地域支援者】

平常時の声掛け、災害時の見守り、助け合い



《用語の説明》

- 避難行動要支援者：災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への自力避難が困難で、第三者の支援が必要な方。
- 地域支援者：要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく方。

※本制度は、登録者の安全が完全に確保されるものではありません。また、避難支援は義務ではありませんので、ご注意ください。

登録ご希望の方は介護高齢課または障害福祉課にご連絡ください

お問い合わせ 豊川市福祉部障害福祉課(障害者の申請に関すること) 電話89-2131
福祉部介護高齢課(高齢者の申請に関すること) 電話89-2105
危機管理課(自主防災会に関すること) 電話89-2194